

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

〔 2024年 6月 1日現在 〕

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団愛友会
代表者(役職・氏名)	理事長 中村 康彦
所在地・電話番号	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号 / 048-773-1111
法人の設立年月日	昭和41年1月6日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	訪問看護ステーションゆーらっぷ
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1161690049
所在地	〒362-0072 埼玉県上尾市中妻1丁目12番8号 北上尾マンションA棟1C
電話番号	048-772-5761
FAX番号	048-772-5796
通常の事業実施地域	上尾市、桶川市、伊奈町 地域外については、相談に応じます。

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30まで ただし、契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業 務 内 容	勤 務 形 態 ・ 人 数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1人
看護師等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成します。 ・理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成します。 	看護師 常勤 5人 非常勤 1人 理学療法士等 常勤 2人 非常勤 1人

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料、その他の費用の額〔介護保険〕

(1) 介護保険による訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 10,422円(6級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分未満	3,271	328	655	982
20分以上30分未満	4,907	491	982	1,473
30分以上1時間未満	8,575	858	1,715	2,573
1時間以上1時間30分未満	11,753	1,176	2,351	3,526

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分以上	3,063	307	613	919
20分以上(1日に2回を超えた場合)	2,757	276	552	828

※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。

※ 事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は8単位の減算が適用されます。

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 10,42円(6級地)

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)			
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) ※看護業務の負担軽減体制整備あり	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	6,252	626	1,251	1,876
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	5,981	599	1,197	1,795
複数名訪問 加算(Ⅰ)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,646	265	530	794
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,188	419	838	1,257
複数名訪問 加算(Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,094	210	419	629
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,303	331	661	991
長時間訪問 看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,126	313	626	938
特別管理加算 (Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,210	521	1,042	1,563

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	2,605	261	521	782
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき)	2,605	261	521	782
口腔連携強化 加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき)	521	53	105	157
ターミナルケア 加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 (当該月につき)	26,050	2,605	5,210	7,815
初回加算(Ⅰ) (退院日)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	3,647	365	730	1,095
初回加算(Ⅱ) (退院日以降)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	3,126	313	626	938
退院時共同 指導加算	退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合 (退院・退所につき1回)	6,252	626	1,251	1,876
看護介護職員 連携強化加算	訪問看護師が、訪問介護員等に対し、痰の吸引等の業務が円滑に行われるよう支援を行った場合 (1月に1回に限り)	2,605	261	521	782

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
看護体制強化 加算(Ⅰ)	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	5,131	574	1,147	1,720
看護体制強化 加算(Ⅱ)	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	2,084	209	417	626
サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	62	7	13	19
サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	31	4	7	10

(2) 介護保険による介護予防訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 10,42円(6級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分未満	3,157	316	632	948
20分以上30分未満	4,699	470	940	1,410
30分以上1時間未満	8,273	828	1,655	2,482
1時間以上1時間30分未満	11,357	1,136	2,272	3,408

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分以上(1回につき)	2,959	296	592	888
20分以上(1日に2回を超えた場合)	1,479	148	296	444

※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。

※ 事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は8単位の減算が適用されます。

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.42円(6級地)

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)			
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) ※看護業務の負担軽減体制整備あり	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	6,252	626	1,251	1,876
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	5,981	599	1,197	1,795
複数名訪問 加算(Ⅰ)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,646	265	530	794
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,188	419	838	1,257
複数名訪問 加算(Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,094	210	419	629
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,303	331	661	991
長時間訪問 看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,126	313	626	938
特別管理加算 (Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,210	521	1,042	1,563

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	2,605	261	521	782
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき)	2,605	261	521	782
口腔連携強化 加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき)	521	53	105	157
初回加算(Ⅰ) (退院日)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	3,647	365	730	1095
初回加算(Ⅱ) (退院日以降)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	3,126	313	626	938
退院時共同 指導加算	退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合(退院・退所につき1回)	6,252	626	1,251	1,876
看護体制強化 加算	厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合(1月につき)	1,042	105	209	313
サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	62	7	13	19
サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	31	4	7	10

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、看護師等訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。

なお、自動車を使用した場合は、次のとおり交通費を請求します。

算定方法	交通費
通常の事業の実施地域を越えた地点から2キロメートル未満	300円
通常の事業の実施地域を越えた地点から2キロメートル以上5キロメートル未満	400円
通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル以上	500円

(4) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご連絡がない場合 (訪問時の留守等により、サービス提供ができなかった場合を含む)	基本利用料の100%

(5) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した延長利用料	長時間訪問看護加算を算定する日は除く	1,000円/30分ごと
保険給付対象外サービス利用料	介護保険及び医療保険の適用に該当しない訪問看護を行った場合	4,500円/30分ごと
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	15,750円

6 利用料、その他の費用の額〔医療保険〕

(1) 医療保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用者負担は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割・2割・3割のいずれかの額です。

ア 基本利用料①(訪問看護基本療養費)

訪問看護基本療養費の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕 (保健師・看護師による場合)	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕 (理学療法士・作業療法士による場合)		5,550	555	1,110	1,665	
訪問看護基本療養費〔Ⅱ〕 (同一建物居住者) (保健師・看護師による場合)	同一日に 2人まで	週3日目 まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目 以降	6,550	655	1,310	1,965
	同一日に 3人以上	週3日目 まで	2,780	278	556	834
		週4日目 以降	3,280	328	656	984
訪問看護基本療養費〔Ⅱ〕 (同一建物居住者) (理学療法士・作業療法士による場合)	同一日に 2人まで	5,550	555	1,110	1,665	
	同一日に 3人以上	2,780	278	556	834	
訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕	入院中の外泊	8,500	850	1,700	2,550	

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

訪問看護基本療養費の種類			基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日	機能強化型Ⅰ	13,230	1,323	2,646	3,969
		機能強化型Ⅱ	10,030	1,003	2,006	3,009
		機能強化型Ⅲ	8,700	870	1,740	2,610
		従来型	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	管理療養費1	3,000	300	600	900
		管理療養費2	2,500	250	500	750

ウ その他の療養費及び加算

その他の療養費及び加算の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
24時間対応体制加算 (月1回)	負担軽減取組実施	6,800	680	1,360	2,040
	上記以外	6,520	652	1,304	1,956
緊急訪問看護加算 (1日につき)	月14日目まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時-22時) 早朝(6時-8時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜 (22時-翌朝6時)	4,200	420	840	1,260
特別管理加算〔Ⅰ〕		5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算〔Ⅱ〕		2,500	250	500	750
長時間訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560

その他の療養費及び加算の種類			基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物内 1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内 3人以上	4,500	450	800	1,200
	1日3回以上	同一建物内 1人又は2人	8,000	800	1,600	2,400
		同一建物内 3人以上	7,200	720	1,440	2,160
複数名訪問看護加算	看護師等の場合 (週1日)	同一建物内 1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内 3人以上	4,000	400	800	1,200
	その他職員の場合 (看護師等・看護補助 者)(週3日まで)	同一建物内 1人又は2人	3,000	300	600	900
		同一建物内 3人以上	2,700	270	540	810
	その他職員の場合 (別に厚生労働大臣が定 める場合)1日1回	同一建物内 1人又は2人	3,000	300	600	900
		同一建物内 3人以上	2,700	270	540	810
	その他職員の場合 (別に厚生労働大臣が定 める場合)1日2回	同一建物内 1人又は2人	6,000	600	1,200	1,800
		同一建物内 3人以上	5,400	540	1,080	1,620
その他職員の場合 (別に厚生労働大臣が定 める場合)1日3回以上	同一建物内 1人又は2人	10,000	1,000	2,000	3,000	
	同一建物内 3人以上	9,000	900	1,800	2,700	
乳幼児加算(1日につき)	重症児又は準重症児等		1,800	180	360	540
	上記以外		1,300	130	260	390
退院時共同指導加算			8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算		2,000	200	400	600
退院支援指導加算 (退院日の訪問時)			6,000	600	1,200	1,800
	長時間にわたる療養上必要な 指導の場合		8,400	840	1,680	2,520

その他の療養費及び加算の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500	250	500	750
専門管理加算(月1回)		2,500	250	500	750
訪問看護ターミナル療養費1		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナル療養費2		10,000	1,000	2,000	3,000
遠隔死亡診断補助加算		1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費1	市町村又は都道府県	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費2	義務教育諸学校、 保育所、幼稚園	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費3	保険医療機関等	1,500	150	300	450
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)	医療従事者に対する賃 金改善体制がある場 合	780	78	156	234
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ)1~18		10~500	1~50	2~100	3~150

(2) 交通費

看護師等が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

交通費の種類		料金
交通費 (1回につき)	事業所から2キロメートル未満	無料
	事業所から2キロメートル以上5キロメートル未満	200円
	事業所から5キロメートル以上10キロメートル未満	300円
	事業所から10キロメートル以上15キロメートル未満	400円
駐車代(コインパーキング)・有料道路代・電車代		実費相当額

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご連絡がない場合 (訪問時の留守等により、サービス提供ができなかった場合を含む)	基本利用料の100%

(4) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した延長利用料	長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算を算定する日は除く。	1,000円/30分ごと
休日、営業時間以外の訪問看護利用料	重要事項説明書に記載された営業日以外、営業時間以外(夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護を算定する日は除く)に訪問看護を実施・施行する場合。	1,300円/30分ごと
保険給付対象外サービス利用料	介護保険及び医療保険の適用に該当しない訪問看護を行った場合	4,500円/30分ごと
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合。	15,750円

7 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月10日頃までに利用者へ送付します。

(2) 支払方法

下記の方法にてお支払ください。

- ① 利用者が指定する口座からの自動振替(毎月28日)
※振替日が土日祝日になる場合、翌営業日となります。
- ② 事業所が指定する口座への振り込み(振込手数料はご利用者様のご負担とさせていただきます。)
なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡しますので、必ず保管をしてください。
(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

8 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	保険名
東京海上日動火災保険株式会社	訪問看護事業者賠償責任保険

11 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 布施川 貴子
電話番号	048-772-5761
受付時間	午前8時30分～午後5時30分まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日から1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

上尾市役所 高齢福祉部 高齢介護課	048-775-6473
桶川市役所 高齢福祉部 高齢介護課	048-786-3211
伊奈町役場 福祉課	048-721-2111
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	048-824-2568

12 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的（新入職時含む）に実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

担当者名 管理者 布施川 貴子

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練（新入職時含む）を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

16 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業員の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 職場又は利用者等(家族・関係者含む)において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業員、利用者等に対し周知・啓発します。
- (2) 相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業員に周知します。
- (3) マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取組を実施します。
- (4) メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮のための取組を実施します。

17 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
直近の実施年月日	—
評価機関の名称	—
実施結果の開示状況	—

18 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - ② 利用者以外の家族のためのサービス提供
- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。
- (5) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けられることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。
 - ① 末期の悪性腫瘍の場合
 - ② 厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平27. 3. 厚労告95)(平30. 3. 厚労告78改正)〕
 - ③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合
 - ④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
----------------------	-----------------

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号	
	法人名	医療法人社団愛友会	
	代表者名	理事長 中村 康彦	
	事業所名	訪問看護ステーションゆーらっぷ	印
	説明者氏名		印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	